

非常災害対策関係（各サービス共通）

1 災害対策推進員

指定障害福祉等サービス又は基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所ごとに「災害対策推進員」を置いてください。

和歌山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第5条 事業者（指定障害福祉等サービス又は基準該当障害福祉サービス（これらのうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護を除く。）の事業を行う者に限る。）は、非常災害対策を推進するため、指定障害福祉等サービス又は基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所ごとに「災害対策推進員」を置かなければならない。

「災害対策推進員」は次の業務を行ってください。

- 1 火災・風水害・地震等の防災に関する計画を作成し、当該計画に基づき、防災訓練を定期的に実施すること。
- 2 施設等における非常災害対策を推進するため、消防機関等への速やかな通報体制、消防団や地域住民との連携をとる等、職員に対して防災対策の周知徹底を図ること。
- 3 災害発生時に必要な備品や備蓄等についての点検及び確保を行うこと。

2 非常災害に関する具体的な計画及び避難訓練

(1) 非常災害対策計画

障害（児）者が利用する社会福祉施設等は非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）を策定することになっています。

「非常災害対策計画」は、避難訓練を実施することで、その都度、内容を検証し、見直しを行うことが求められているほか、火災や地震だけでなく、水害や土砂災害などにも対処するための計画である必要があります。

基準省令第70条 ※基準は療養介護を引用しています。（他サービスも概ね同様です。）

- 1 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(2) 避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律、水防法及び土砂災害防止法により、①津波災害警戒区域、②河川洪水浸水想定区域、③土砂災害警戒区域又は特別警戒区域内に立地し、かつ市町村地域防災計画に定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、「避難確保計画」の作成が義務付けられています。

「非常災害対策計画」を定めている施設については、既存の計画に、「避難確保計画」に定める必要のある項目を追加することで、「避難確保計画」を作成したとみなすことができます。「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なく、総合防災課へ提出する必要があります。

《参考》非常災害対策計画と避難確保計画の比較

計 画	非常災害対策計画	避難確保計画
法令等 根 拠	○障害者支援施設等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号) 等 ○児童福祉施設等 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等(昭和23年12月29日厚生省令第63号) 等	○水防法(昭和24年法律第193号) ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) ○津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)
対 象	○社会福祉施設等 障害者支援施設等 児童福祉施設等	津波災害警戒区域、河川洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)
義 務	○非常災害対策計画の作成 ○避難訓練の実施	○避難確保計画の作成、 <u>市町村への提出</u> ○避難訓練の実施
計画で 定める べき項 目	○施設等の立地条件 ○災害に関する情報の入手方法 ○災害時の連絡先及び通信手段の確認 ○避難を開始する時期、判断基準 ○避難場所 ○避難経路 ○避難方法 ○災害時の人員体制、指揮系統 ○関係機関との連携体制	○計画の目的 ○計画の適用範囲 ○防災体制 ○情報収集及び伝達 ○避難の誘導 ○避難確保をを図るための <u>施設の整備</u> ※ ○ <u>防災教育及び訓練</u> ※の実施 ○自衛水防組織の業務(自衛水防組織を設置する場合に限る。)

※ 本市は津波災害警戒区域の指定はされていませんが、津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対し、利用者安全確保のため作成を推進しています。

※ 「計画で定めるべき項目」の下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、以下の手引きを参考に非常災害対策計画に下線項目を加えることで、避難確保計画を作成したと見なすことが可能

《参考にする手引き等》

国土交通省 HP

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

和歌山市 HP (総合防災課)

http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/bousai_bouhan_koutsu/1001075/1017801.html

3 防災情報の把握

施設等の職員は、日頃から公的機関による気象情報等の把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難指示」「高齢者等避難」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにしてください。

【内閣府「避難情報に関するガイドライン」より作成】

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等
警戒レベル 5	<u>命の危険</u> <u>直ちに安全確保！！</u>	緊急安全確保 (市町村が発令)
警戒レベル 4 (全員避難)	<u>危険な場所から全員避難</u>	避難指示 (市町村が発令)
警戒レベル 3 (高齢者等は避難)	<u>危険な場所から高齢者等は避難</u>	高齢者等避難 (市町村が発令)
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認する	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル 1	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁が発表)

※ 突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示等の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要です。

⇒基準省令で「非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。」とされているほか、消防法施行令においても「防火管理者は消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を定期的実施すること」とされており、消防法施行規則では「消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施すること、また、実施に当たってはあらかじめ消防署に通報すること」が義務付けられています。災害対策推進員や防火管理者が中心となり、各計画に基づいた継続性・実効性のある訓練を日頃から実施し、有事の際に備えましょう。

社会福祉施設の消防用設備等

養護老人ホーム、障害児入所施設等（（6）項ロ）	
消火器	全部
屋内消火栓設備	延べ面積700㎡以上
スプリンクラー設備	全部（一部施設は延べ面積275㎡以上）
自動火災報知設備	全部
漏電火災警報器	延べ面積300㎡以上（ラスモルタルのみ）
消防機関へ通報する 火災報知設備	全部 （自動火災報知設備と連動して起動）
非常警報設備	収容人員50人以上
避難器具	20人以上（下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項がある場合は10人以上）
誘導灯	全部

老人デイサービスセンター、児童養護施設等（（6）項ハ）	
消火器	延べ面積150㎡以上
屋内消火栓設備	延べ面積700㎡以上
スプリンクラー設備	延べ面積6,000㎡以上（平屋建て以外）
自動火災報知設備	全部（入居・宿泊させるもの） 延べ面積300㎡以上（入居・宿泊させるもの以外）
漏電火災警報器	延べ面積300㎡以上（ラスモルタルのみ）
消防機関へ通報する 火災報知設備	延べ面積500㎡以上
非常警報設備	収容人員50人以上
避難器具	20人以上（下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項がある場合は10人以上）
誘導灯	全部

小規模な社会福祉施設における

防火安全対策

まさかの火災に、日頃の心構えと備えが重要です。



1 日常の火気管理

▼火の始末



寝たばこは絶対にやめましょう。
また、決められた場所で喫煙をしましょう。

▼キッチン周り等の火気管理・整頓



火を使用する前には、周囲の整理をして正しく使いましょう。

2 火災発生時の対応

▼迅速な対応



万が一、火災が発生した場合には、迅速かつ的確な対応ができますか？

被害を最小限に食い止めるためには、日頃の心構えと備えが重要です。

もしもの火災！ 対応行動を頭に入れておきましょう

